

長野県が保有する情報の提供に関する要綱

〔平成 14 年 11 月 26 日 14 法行第 44 号〕

第 1 目的

この要綱は、情報公開を総合的に進めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 32 条に規定する情報提供施策の充実について必要な事項を定める。

第 2 基本方針

第 1 の目的を達成するため、知事は県が保有する情報を積極的に県民に提供する。提供に当たっては、内容の充実を図るとともに、正確で分かりやすいものとなるよう努める。

第 3 提供する情報

提供する情報は、次に掲げるもの（条例第 7 条各号に規定するものを除く。）とする。

（1）施策、事業等に関する情報

- ア 県の長期計画その他県の重要な基本計画及びその中間段階の案並びに進行状況
- イ 審議会等の附属機関及びこれに類するものの報告書、会議録及び会議資料
- ウ 主要な施策、事業の進行状況
- エ 各種推進本部会議の決定事項
- オ 政策評価に関する情報

（2）県民生活に関連する情報

- ア 防災、衛生、環境等県民生活の安全、安心に係わる情報
- イ 申請・届出、試験等県民の利用に係わる情報

（3）県政に関する基礎的な情報

- ア 組織、所管事務の概要、職員定数、給与
- イ 予算、決算及び財政状況
- ウ 条例、規則及び基本的な事務に関する要綱等
- エ 県民意識に関する調査結果等

（4）県民の利活用に供する情報

- ア 統計調査結果等
- イ 県の研究機関等における試験研究成果
- (5) その他
 - ア 条例に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、反復継続して公開請求が見込まれるもの
 - イ その他第1の目的を達成するために必要な情報

第4 提供の手段

1 原則として行う手段

情報の提供は、特別な理由がある場合を除き、次に掲げる方法により行う。

- (1) 行政情報センター及び地域振興局行政情報コーナー等（以下「行政情報センター等」という。）への資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載

2 併用して行う手段

情報の内容により、必要に応じて次に掲げる方法から効果的なものを選択し、上記1に併用して行う。

- (1) 会見場等での発表
- (2) 「広報ながのけん」への掲載及び県が企画するテレビ・ラジオ番組での放送
- (3) 印刷物等の無償配布又は有償頒布
- (4) 有償刊行物の頒布
- (5) 出前講座等の県民との直接対話の場での提供
- (6) その他知事が適当と認める方法

第5 他の制度との調整

法令又は条例若しくはこの要綱以外の要綱等により、情報の提供に関する別段の定めがある場合には、その定めによる。その場合であっても、県民にとって分かりやすい表現及び方法による提供に配慮する。

第6 情報の提供期間

行政情報センター等及び県ホームページでの情報の提供期間は、第3（1）アに掲げる計画については、その計画期間とし、その他の情報については、原則として1年とする。

第7 県民への周知等

行政情報センター等へ提供した資料は、目録を作成し、県ホームページに掲載するとともに、行政情報センター等で閲覧できるようにする。

第8 情報提供するときの配慮

情報の提供をするときには、別に示す手引を参考にして、文書などの表現が分かりやすいものとなるように努めるとともに、次の事項に配慮する。

- (1) 県民が知りたい情報の的確な把握に努めること。
- (2) 情報の提供は、情報が発生した都度できるだけ速やかに行うこと。
- (3) 情報が大量であるとき、専門的であるとき等には、併せて概要などを分かりやすい形で提供するように努めること。
- (4) 情報の内容又は提供先に応じて、外国語又は点字・手話通訳での提供などに配慮すること。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、長野県が保有する情報の提供に関し必要な事項は、行政情報センター所長が定める。

附 則

この要綱は平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。